



新製品・新技術開発事業のご案内

1 補助対象者

市内に事業所を有し、事業を営む中小企業者

2 補助対象となる事業

新製品及び新技術の開発を行う事業

※研究開発の主要な部分が自社開発である必要があります。

※開発した最終成果物の製品化及び実用化を目的としたものを対象事業とします。

3 補助金の対象となる経費

①原材料の購入または新製品及び新技術の開発に係る機械もしくは工具の購入もしくは賃借に係る経費

②新製品及び新技術の開発に係る機械または工具の試作または改良（委託により行うものを含む。）に係る経費

③外部講師による技術指導に係る経費

④前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

※原則、申請年度内（交付決定日～3月31日）に事業を実施・完了させる必要があります。事業計画が年度をまたぐ場合には、交付申請前にご相談ください。

※交付決定前に行われた補助対象経費に係る契約や支払いは補助対象外となりますのでご注意ください。

4 補助率・補助上限額

①補助率 補助対象経費の1/2以内

②補助上限額 100万円を限度

※市予算の定める範囲内での交付となります。採択は年間5件を予定しております（先着順）。

5 申請方法

中小企業振興支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して申込みをしてください。

①実施計画書 ②市内で事業を営んでいることが分かる書類（定款、登記事項証明書、直近の決算書等）

③市税等完納証明書 ④見積書

※中小企業支援補助金交付申請書・実施計画書の様式は下記QRコードより取得できます。HP内の「申請方法」をご確認ください。

※連続利用の制限があります。該当した場合は1ヵ年度経過後に利用可能になります。

詳しくはお問い合わせください。



6 申込窓口及びお問い合わせ先

水戸市商工課 中小企業振興係 〒310-8610 水戸市中央1-4-1 TEL 029-232-9185